

# 日野市子ども条例

(支援・連携)

第9条 市、おとな、親など保護者、関係者は、子どもの健やかな成長のために子どもを支援、指導し、子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利の保障、擁護のために連携します。特に市は、必要な場合において、国、公共団体などに協力を求めていかなければなりません。